

# 川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川口市が発注する土木工事において、「週休2日制モデル工事(以下、モデル工事と呼ぶ。)」を試行するために必要となる事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

## 1 共通

### (1) 土木工事

土木工事標準積算基準書(埼玉県)、水道施設整備費に係る歩掛表及び土地改良事業等請負工事積算基準のいずれかを適用する工事をいう。

### (2) モデル工事

「週休2日制モデル工事(現場閉所型)(以下、モデル工事(現場閉所型)と呼ぶ。)」及び「週休2日制モデル工事(交替制)(以下、モデル工事(交替制)と呼ぶ。)」の総称をいう。

## 2 モデル工事(現場閉所型)

### (1) モデル工事(現場閉所型)

対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取り組む方式をいう。

### (2) 週休2日

対象期間において、4週8休(現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。))が28.5%(8日/28日)以上を達成したと認められる状態をいう。

### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

### (4) 対象期間

工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。

## 3 モデル工事(交替制)

### (1) モデル工事(交替制)

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式をいう。

### (2) 週休2日

対象期間において、4週8休(対象者の平均休日数の割合(以下、「平均休日率」という。))が28.5%(8日/28日)以上を達成したと認められる状態をいう。

(3) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。

(4) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

(5) 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

(6) 休日率

休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

(7) 平均休日率

平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

(現場閉所及び休日)

第3条 現場閉所とする日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所の日は、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

2 降雨、降雪等の天候の影響その他発注者がやむを得ないと認める予定外の現場閉所又は休日は、現場閉所の日又は休日に含めることができるものとし、確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。また、地元対応等でやむを得ず、予定していた現場閉所の日又は休日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替の日を設定するものとする。

3 7日に満たない最終週における現場閉所又は休日は、2日以内とする。

(対象期間)

第4条 現場閉所型の場合は、年末年始、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含み、そのうち週休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所の日としてカウントすることとする。

2 現場閉所率又は休日率を算出する際には、対象期間の日数を7で除して得られた数（あまりは切捨て）に7を乗じた数を、対象期間の日数として算出する。

<計算例>

対象期間が15日の場合

$$15 \div 7 = 2 \text{ あまり } 1$$

$$2 \times 7 = 14 \text{ 日}$$

この場合は、14日を対象期間として計算する。

(対象とする工事)

第5条 モデル工事は、原則全ての工事を対象とする。ただし、モデル工事（現場閉所型）及びモデル工事（交替制）のいずれも困難な工事は、例外的にモデル工事としないことも可能とする。

<対象外工事の例>

- ・ 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）
- ・ 対象期間が1週間未満の工事

(発注方式)

第6条 モデル工事（現場閉所型）による発注を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交替制）とすることができる。

<現場閉所が困難な工事の例>

- ・ 交通規制・出水期・完成時期等の制約のある工事
  - ・ 連続施工せざるを得ない工事（シールド・ニューマチックケーソン工事等）
- 2 モデル工事（交替制）として発注した場合において、受注者がモデル工事（現場閉所型）を希望するときは、現場施工着手前に受発注者間で協議し、モデル工事（現場閉所型）に変更ができるものとする。
- 3 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告及び特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

(工期の設定)

第7条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上限として上乗せすることができるものとする。

(経費の補正)

第8条 モデル工事（現場閉所型）の当初の設計金額において、次に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

(1) 「モデル工事（現場閉所型）」の補正係数

経費	4週8休以上
労務費	1.05

機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費	1.04
現場管理費	1.06

※市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

- 2 モデル工事（交替制）の当初の設計価格においては、次に掲げる経費に4週8休以上の補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に休日確保の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じ、請負代金額のうち補正の差分を減額して契約変更を行う。

(1) 「モデル（交替制）」の補正係数

経費	4週8休以上	4週7休以上、 4週8休未満	4週6休以上、 4週7休未満
労務費	1.05	1.03	1.01
現場管理費	1.03	1.02	1.01

※モデル工事（交替制）については、市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上の対象外であるため、積算にあたっては十分注意すること。

(週休2日の確認方法)

第9条 週休2日の状況の確認にあたっては、新たな書類作成等により、受注者の事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

- 2 現場施工着手前に、以下のとおり対応するものとする。
- (1) 受注者は、週休2日を前提とした工程表等を提出する。
- (2) 監督員は、受注者から提出された工程表等により、週休2日が確保されていることを確認する。
- 3 現場施工着手後は、以下のとおり対応するものとする。
- (1) 監督員は、工程の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所又は休日の予定日を記載した工程表等を受注者より受領し、現場閉所又は休日の状況を確認する。なお、工程表の修正にあたっては、受注者間で調整を行う。
- (2) 監督員は、受注者が作成する現場閉所又は休日の実績が記載された工程表等により、定期的（4週間ごとを基本とする）に対象期間内の現場閉所の日数を確認する。
- (3) 天候の影響や地元対応等により、現場閉所の日又は休日の振替を行う場合は、原則として、事前に発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。
- (4) 発注者は、現場閉所の日又は休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には迅速に対応するよう努める。
- (5) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

4 現場施工完了時には、以下のとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、週休2日の実施状況が確認できる資料（作業日報、出勤簿等）を発注者に提示し、達成状況について発注者の確認を受ける。

(2) 発注者は、週休2日の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる精算変更の契約を行う。

(3) 現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、発注者と受注者との協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所の日又は休日を協議により決定し、これに基づき精算変更の契約を行う。

（工事成績評定）

第10条 発注者は、現場閉所の達成状況に応じ、工事成績評定において適切に評価する。

（その他）

第11条 各発注課所は、工事の特性等を勘案し、本要領によらず、必要事項を別途定めることができるものとする。

附則

本要領は、令和4年10月13日から施行する。

附則

本要領は、令和6年4月1日以降に契約を締結する工事に適用する。

入札公告 別表

特記事項	本工事は、川口市土木工事における「週休 2 日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。
------	--

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する

指名通知書

週休 2 日制モデル工事 本工事は、川口市土木工事における「週休 2 日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。
--

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する

川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」特記仕様書

1 週休2日制モデル工事

(1) 本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。

試行の実施は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、川口市ホームページで確認すること。

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する